

# 犯罪被害者等支援

## メニューリスト

(令和8年度版)

周防大島町

# 目 次

## 周防大島町の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口.....	1
2	国民健康保険.....	1
3	国民年金.....	1
4	税 金.....	2
5	住居・生活.....	2
6	子育て.....	3
7	教 育.....	4
8	精神的・身体的被害の回復・防止等.....	5
9	障 害.....	5
10	介 護.....	6

# 周防大島町の支援メニュー・対応窓口

## 1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。  
また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。

総務課消防防災班（役場大島庁舎2階） TEL 0820-74-1000

## 2 国民健康保険

### ①高額療養費の支給 国民健康保険、後期高齢者医療保険

世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。

健康増進課医療保険班（役場日良居庁舎1階） TEL 0820-73-5502

### ②医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 国民健康保険、後期高齢者医療保険

第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった場合、徴収猶予や減免の相談に応じます。

健康増進課医療保険班（役場日良居庁舎1階） TEL 0820-73-5502

### ③国民健康保険税の減免、納付

国民健康保険税の納付が困難となった場合、状況に応じた減免や分割納付等の相談に応じます。

税務課（役場大島庁舎1階） TEL 0820-74-1008

## 3 国民年金

### ①国民年金の支給 遺族基礎年金

国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなった場合、亡くなった方が生計を維持していた配偶者や子どもに対して、一定額を支給します。

健康増進課医療保険班（役場日良居庁舎1階） TEL 0820-73-5502

### 障害基礎年金

国民年金加入中にかかった病気や怪我により一定の障害が残った場合、一定額を支給します。

健康増進課医療保険班（役場日良居庁舎1階） TEL 0820-73-5502

## ②国民年金保険料の減免

国民年金保険料の納付が困難となった場合、減免の相談に応じます。

健康増進課医療保険班（役場日良居庁舎 1 階） TEL 0820-73-5502

## 4 税金

### 町税等の減免、納付

町税等の納付が困難となった場合、状況に応じた減免や分割納付等の相談に応じます。

税務課（役場大島庁舎 1 階） TEL 0820-74-1008

## 5 住居・生活

### ①住所情報の保護

DV やストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下「支援措置対象者」）について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止（住民基本台帳事務におけるDV等支援措置）し、支援措置対象者の保護を図ります。

総務課戸籍住基班（役場大島庁舎 1 階） TEL 0820-74-1010

### ②町営住宅への入居

犯罪被害によりこれまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合、町営住宅への入居に関する相談に応じます。

生活衛生課公営住宅班（役場久賀庁舎 1 階） TEL 0820-79-1010

### ③生活困窮者自立相談

お金、仕事、住宅、生活に関して専門の相談員が相談に応じ、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。

福祉課生活支援班（役場たちばなケアプラザ） TEL 0820-77-5509

### ④生活保護

生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。

福祉課生活支援班（役場たちばなケアプラザ） TEL 0820-77-5509

### ⑤商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル

契約トラブルや悪質商法による被害等について、消費生活相談員が相談に応じます。

柳井地区広域消費生活センター（柳井市役所3階） TEL 0820-22-2125

### ⑥多重債務に関する相談

多重債務やヤミ金融等について、消費生活相談員が相談に応じます。

柳井地区広域消費生活センター（柳井市役所3階） TEL 0820-22-2125

## 6 子育て

### ①子育ての悩み

子育てや児童虐待に関する相談に応じます。

福祉課こども家庭班（役場たちばなケアプラザ） TEL 0820-77-5508

### ②子育てに係る負担の軽減 ー妊娠・出産ー 妊婦支援給付金支給事業

妊婦の産前産後における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、安心して出産・子育てができるように支援します。

福祉課こども家庭班（役場たちばなケアプラザ） TEL 0820-77-5508

### ー出産ー 国民健康保険出産育児一時金

国民健康保険の資格がある妊婦に対して、出産にかかる費用を給付します。

健康増進課医療保険班（役場日良居庁舎1階） TEL 0820-73-5502

### ー育児ー 児童扶養手当

父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合、児童の母、父又は養育者に対して、その生活の安定を図るために支給します。

福祉課こども家庭班（役場たちばなケアプラザ） TEL 0820-77-5508

### ー保育ー 一時保育（一時預かり）

保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となった子ども（保育園等に入所していない子ども）を保育します。

福祉課こども家庭班（役場たちばなケアプラザ） TEL 0820-77-5508

<b>－医療－ ひとり親家庭等医療費の助成</b>
ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対して、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費を助成します。（本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。）
福祉課民生福祉班（役場たちばなケアプラザ） TEL 0820-77-5505
<b>③母子生活支援施設への入所</b>
18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができない等、母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。
福祉課こども家庭班（役場たちばなケアプラザ） TEL 0820-77-5508
<b>④就業の支援 母子家庭等高等就業訓練促進給付金等事業</b>
ひとり親家庭等の母又は父に対して、就職時に有利であり、かつ生活の安定のための資格を養成機関で修業する場合、その期間や入学時における費用負担を軽減し、容易に資格取得ができるよう支援します。
福祉課こども家庭班（役場たちばなケアプラザ） TEL 0820-77-5508
<b>母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業</b>
就業に結びつく可能性の高い教育訓練講座を受講するひとり親家庭等の母又は父に対して、受講料の一部を給付し、家庭の自立の促進を支援します。
福祉課こども家庭班（役場たちばなケアプラザ） TEL 0820-77-5508
<b>⑤母子父子寡婦福祉資金貸付</b>
経済的自立、児童の就学等に必要な資金等、各種資金の貸付を行います。
福祉課こども家庭班（役場たちばなケアプラザ） TEL 0820-77-5508
<b>⑥高校生奨学資金貸付</b>
向上心に富み、経済的な理由により就学することが困難な高校生に対して、奨学金の貸付を行います。
教育委員会総務課（役場東和庁舎2階） TEL 0820-78-0700

## 7 教育

<b>①いじめ・性被害</b>
いじめ・性被害について、児童生徒や保護者から寄せられる相談に応じます。
教育委員会学校教育課（役場東和庁舎2階） TEL 0820-78-2204

## ②就学援助

経済的理由により小・中・義務教育学校への就学が困難な児童及び生徒に対して、学用品費等の費用を援助します。

教育委員会学校教育課（役場東和庁舎2階） TEL 0820-78-2204

## 8 精神的・身体的被害の回復・防止等

### ①精神保健福祉

精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介等を行います。

福祉課民生福祉班（役場たちばなケアプラザ） TEL 0820-77-5505

### ②自立支援医療の負担軽減

一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。

福祉課民生福祉班（役場たちばなケアプラザ） TEL 0820-77-5505

### ③DV相談

配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。

政策企画課地域振興班（役場大島庁舎1階） TEL 0820-74-1007

### ④高齢者虐待

高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。

福祉課民生福祉班（役場たちばなケアプラザ） TEL 0820-77-5505

### ⑤医療に関する苦情や相談

町内の医療機関で受けた治療に関し、苦情や相談に応じます。

柳井健康福祉センター（山口県柳井総合庁舎2階） TEL 0820-22-3777

## 9 障害

### ①身体の障害

身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。

福祉課民生福祉班（役場たちばなケアプラザ） TEL 0820-77-5505

## ②障害者虐待

障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。

福祉課民生福祉班（役場たちばなケアプラザ） TEL 0820-77-5505

## 10 介護

### ①介護保険料の減免

介護保険料の納付が困難となった場合、減免の相談に応じます。

介護保険課介護保険班（役場日良居庁舎1階） TEL 0820-73-5503

### ②介護サービス利用料の減免

介護サービス利用料の自己負担金の支払いが困難となった場合、減免の相談に応じます。（交通事故、闘争等の第三者行為を除く）

介護保険課介護保険班（役場日良居庁舎1階） TEL 0820-73-5503